
仙北市立角館中学校

「いじめ防止のための基本方針」

はじめに

この方針は、国が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「秋田県いじめ防止等のための基本方針」並びに「仙北市いじめ防止等のための基本方針」を参酌し、本校生徒の実態、地域の特性、学校の教育目標・目指す学校像・目指す生徒像を踏まえて策定するものである。

角館中学校は平成29年度から学校教育目標を「自立心と共感、創造力に満ちた角館中学校」とし、「心の居場所・心の絆のある学級を基盤とした学校」を目指す学校像の一つとして定め、生徒の確かな学力を保障し、一人一人が心と体の成長を実感できる学校づくりに取り組んでいる。この取組において「いじめ」は、目指す学校像の具現を妨げる最大のさまたげとなるものである。したがって本校職員は「いじめの防止」に最優先に取り組み、最大限の努力を傾注するものである。

1 「いじめ」に対する基本認識について

(1) 「いじめ」の定義について

「いじめ」とは、「一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」

【「いじめ防止対策推進法」第2条】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことなどにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

【「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）】

(2) いじめ防止に向けての基本姿勢

全ての職員に求められる基本姿勢は、現に心身の苦痛を感じている生徒を絶対に見逃さず、その予兆に気づき、あるいは遠因となる言動を察知して常に予防的指導を行うことである。また「角館中学校にもいじめはある」という覚悟と同時に「角館中学校ではいじめは絶対に許さない」という断固とした決意が求められる。

職員の基本姿勢を生徒・保護者・地域住民に伝えるためには、まず日常の教育指導の中で次の「①～③」を言葉にして繰り返し生徒に伝えることが必要である。このこ

とで、いじめに対する理解を得させるとともに、いじめを許さない心情を育て、いじめを見逃さない態度を培いたい。

また、学校と家庭・地域がいじめに対する共通の認識をもつために、次の「④、⑤」の考え方を共有することが必要である。

- ①一人一人の命は奇跡であり、かけがえのない価値を同等にもっていること。心身を傷つけたり命を軽んじたりすることにつながるいじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であること。
- ②いじめと知っていながら傍観したり放置したりすることは、いじめを助長するものであり許されないことであること。また「いじめられる側にも問題がある」という考え方は間違っていること。
- ③集団生活の中では、軋轢や誤解が原因で人間関係に齟齬をきたす場合もある。その場合は、互いに理解し合うために心を言葉で伝え合うことが必要であること。自分で解決できない場合は迷わず家族や教員に相談すること。
- ④いじめはどの生徒、どの学校にも起こりうるものであり、同時に、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであること。
- ⑤いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であると同時に、家庭教育の在り方に大きな関わりももっていること。また、いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であること。

2 いじめの未然防止について

いじめ問題では、いじめが起こらない学級・学校づくり等、いじめの未然防止にどう取り組むかが最も重要である。未然防止の基本は全ての生徒が安全な環境で、安心して学校生活を送ることができること、授業や様々な活動に主体的に参加し、活躍できる学校づくりから始まる。そのために、次の点を未然防止の重点として取り組んでいく。

(1) 分かる授業づくり

本校では、「学び合う関係」を意識した授業実践を行い、「共感し合う学び」の実現を目指している。これは、共感的人間関係を基盤にした学びの実現であり、生徒指導の三機能を活かした授業づくりへの取組である。特に「①学び合いに耐えうる学習課題の設定」と「②生徒が関わりたいと思うことができる学習過程の工夫」「③自分の意見を根拠をもって説明できる生徒の育成」を共通実践事項としている。

(2) 多様な人間関係を通じた社会性の育成

教職員と生徒の信頼関係や、生徒同士の温かい人間関係づくりを進め、学校・家庭・地域社会の中で様々な人と関わる中で、他人から認められることや役に立つ経験をさせる。加えて、日常的な活動の中では、常に自己有用感に結びつくような取組を意識して行う。具体的には、次のような体験活動を行う。

- ①桜の案内人活動と施肥活動
- ②ようこそ先輩「先輩に学ぶ」
- ③角館の祭典等、地域行事への積極的な参加
- ④すずかけ際(学校祭)でのお年寄り招待
- ⑤異年齢集団による諸活動(清掃、なべっこ等)

(3) 生徒の自主的・実践的活動、自発的・自治的活動を通したいじめ防止の取組

全校生徒会、学年生徒会が中心になって、生徒の自主的・実践的活動として、いじめ防止の取組を推奨していく。その際、生徒会執行部はもちろん、全校生徒に対して「いじめ防止に向けての基本姿勢」が理解されるように、きめ細かい指導をしていく。

また、各学級においても、学級の諸問題の解決に取り組む中で、いじめについての基本姿勢の周知を図る。

(4) 道徳教育の充実によるいじめ防止

本校では、「よりよい生き方を追究し、主体的に実践する生徒の育成～「豊かな心」を基盤とした道徳的実践力を目指して～」を研究主題とし、「お互いの個性や立場を尊重し、自分を取り巻く人々に感謝と思いやりの心をもって接することができるようにする」ことを重点の一つとして道徳教育に臨んでいる。各学年の年間指導計画に基づきながら、時宜に応じていじめ防止についての題材を取り上げていくことで、心の教育の面からいじめ防止に取り組んで行く。特に、「特別の教科 道徳」の全面実施に向けて、**いじめについて「考え、議論する道徳」**の実現を目指す。

(5) 保護者・地域社会との連携によるいじめ防止

保護者の願いを受け止め、より強い信頼関係を築くためには、日常のきめ細かい情報交換が重要である。その際、できるだけ顔を合わせて表情を見ながら伝え合うことを大切にしていける。また、家庭訪問、三者面談、生徒面談等を計画的に行い、集団理解と個別の生徒理解を深めていく。また、年間4回実施されるPTA授業参観等の機会を活用して、「いじめ防止に向けての基本姿勢」が理解されるように周知を行い、未然防止に対する協力をお願いする。同様に民生児童委員や関係機関等との連携においてもいじめの未然防止に係る協力をお願いをしていく。

(6) その他のいじめ防止について

- ①発達障害を含む障害のある生徒については教職員が生徒の障害の特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。
- ②外国人生徒等については、言語や文化の差からいじめが行われることのないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒に対する理解を促進する。
- ③性同一障害等にかかる生徒に対するいじめを防止するため、教職員の正しい理解の促進や必要な対応について周知する。

3 いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人が組織的な連携体制のもとで、生徒の日々の変化に気付く力を身に付けることが必要となる。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を生徒及び保護者に周知することで、いじめを訴えたり通報しやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努める。

(1) きめ細かい観察と生徒理解による早期発見

生徒を多面的・総合的に理解していくために、学級担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づく観察に加えて、学年の教員、教科担任、部活動等の担当者などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行い、日々のささやかな変化に気付き、その情報

を共有する。その際、休み時間や昼休み、放課後などの時間帯の様子に特に目を配り、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。

(2) 教育相談を通じた早期発見

日常生活の中での声かけの中から、気軽に教員に相談できる人間関係を築くとともに、意図的・計画的な教育相談の機会を設け、いじめの早期発見に努める。

(3) アンケート等による早期発見

毎月1回実施する「いじめについてのアンケート」のほか、年2回Q-Uテストを実施する。人間関係の諍いや摩擦から生じるいじめは、端緒がささいなことでも、急速に深刻化することもある。定期的に行うアンケートだけでは早期発見できないケースもあることから、アンケートを過信せず、日常の人間的な触れ合いに基づく観察を大切にしていく。

(4) 生活記録ノート「たぎつせ」を活用した早期発見

生活記録ノートのコメントの内容や量、文字の様子や生活規律に関する記載内容に注意を払い、文字の背後にある生徒の心の揺れや悩みを把握して、早期発見に努める。

(5) 早期発見チェックリストの活用と教職員間の情報共有による早期発見

登校時から授業中、休み時間、給食、部活動などの時間は一人の生徒を見る教員が異なることが多い。それぞれの活動の中で、その生徒の様子を担当の教職員がどのように受け止めているのかをチェックリストを活用して統合し、その情報を共有することで早期発見に努める。

4 いじめに対する措置

(1) いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ対策委員会」の設置。
- ・いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

(2) 正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- ・個々に聴き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめ全体像を把握する。

■ 正確な実態把握の例

- ア) 誰が誰をいじめているのか …………… 【加害者と被害者の確認】
- イ) いつ、どこで起こったのか …………… 【時間と場所の確認】
- ウ) どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか …………… 【内容の確認】
- エ) いじめのきっかけは何か …………… 【背景と要因の確認】
- オ) いつ頃から、どのくらい続いているのか …………… 【期間の確認】

(3) 指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係諸機関との連携を図る。

(4) 生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。

■ いじめられた生徒に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉かけなど、自尊感情を高めるように配慮する。

■ いじめられた生徒の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してもらおうように伝える。

- ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

■ いじめた生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、いじめの背景にも目を向けて指導する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを理解させる。
- ・今後の人への接し方を一緒に考え、生活の様子を見る。

■ いじめた生徒の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

- ・周りの生徒たちに対して、当事者だけの問題にとどめず、全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止できる仲裁者への転換を促す。

■周りの生徒たちに対して

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解するように指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(5) 保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

(6) 事後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・S Cの活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

■継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠らない。
- ・いじめられた生徒のよさを見つけ、褒め、認め、肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にS Cや関係機関の活用も含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを確認し、実践計画を立てて、いじめのない学級・学校づくりへの取組を強化する。

(7) いじめの解消に係る判断

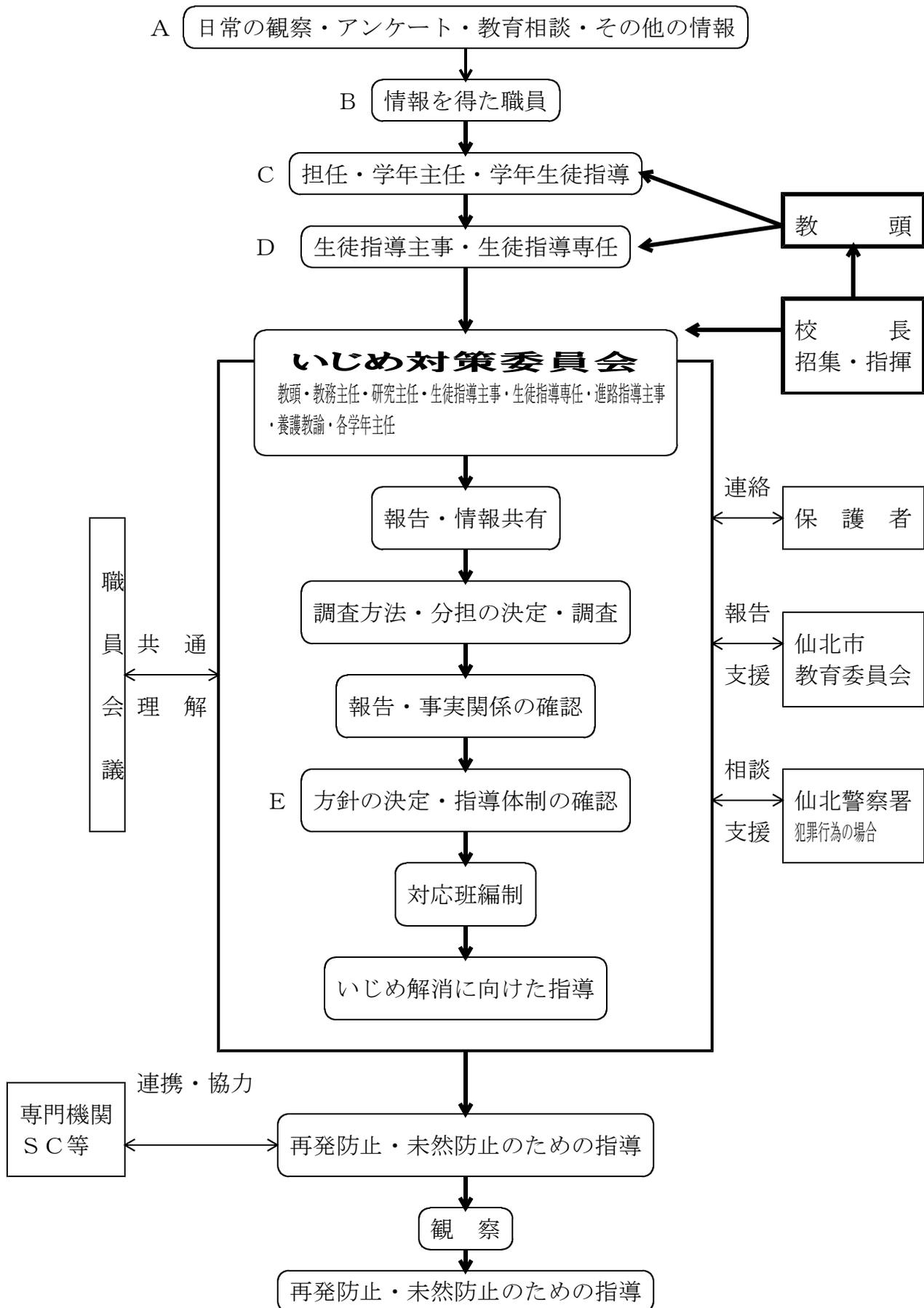
- ・いじめに係る行為が止んでいること。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

5 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険性を十分に理解した上で、ネットトラブルについて最新の情報を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

本校も、携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みを禁止している。情報端末を生徒に持たせるかどうかは家庭の判断で行われており、その使用の仕方の指導も保護者によるところが大きい。保護者によるコントロールがうまくいかなかったり、子どもに任せっきりにならないよう、保護者との連携を密にしていく。また、仙北市の情報モラル教育普及事業による生徒と保護者を対象にした講演会の実施を通じて、ネット上のいじめ防止に取り組む。

6 組織対応の流れ



※「A」から「E」までは、情報を把握した日に行う。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

【いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条】

(2) 重大事態への対応

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 いじめ防止のための年間計画

月	いじめ対策委員会	教育相談	家庭訪問・三者面談	体験活動	生徒会活動	保護者・地域	アンケート等
4	基本方針の見直し、年間計画の検討		保護者面談			PTA 総会	いじめアンケートは毎月未実施
5	生徒を語る会 生徒指導部会毎週実施			桜案内人 施肥活動	生徒総会 校内陸上大会		
6					縦割り清掃		Q-U テスト
7		第 1 回教育相談		上級学校訪問 自然体験		PTA 授業参観	
8			家庭訪問				
9				角館の祭典	縦割り清掃		
10				学校祭	校内駅伝大会		
11							Q-U テスト
12		第 2 回教育相談	三者面談		生徒総会	PTA 授業参観	
1							
2						PTA 参観 入学者説明会	
3							